

土佐清水ジオパーク構想ロゴマーク使用規程

平成28年2月3日制定

(目的)

第1条 この規程は、土佐清水ジオパーク構想ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定め、ロゴマークの使用により土佐清水ジオパーク構想の普及啓発を図ることを目的とする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークの図柄は別図に定めるものとする。

(著作権)

第3条 ロゴマークに関する著作権は、土佐清水ジオパーク推進協議会（以下、協議会という。）に帰属するものとする。

(使用対象者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規程に沿った手続きを行う全ての者がロゴマークを使用することができる。

- (1) 土佐清水ジオパーク構想の趣旨に反し、または反するおそれがある場合
- (2) 自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用するおそれがある場合
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合
- (5) その他、協議会会長がロゴマークの使用について、著しく不相当と認めた場合

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用については、無料とする。

(使用承認の申請)

第6条 ロゴマークの使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「土佐清水ジオパーク構想ロゴマーク使用申請書（様式第1号）」に必要な書類を添付して協議会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 報道機関が報道または広報の目的で使用する場合
- (2) その他協議会が特に認める団体

2 協議会会長は、前項の規程に基づく申請を受け付け、その内容を審査し、ロゴマークの使用申請を承認することが適当であると認めた場合には、土佐清水ジオパーク構想ロゴマーク使用承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(完成品の提出)

第7条 使用者はロゴマークを使用したものが完成した場合は、ただちに協議会へ完成品を一部提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の順守事項)

第8条 使用者は次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) ロゴマークの一部のみの使用、変形（縦横比率が等しい拡大又は縮小を除く。）、色合いの変更（白黒で使用する場合を除く。）及び他の図形や文字と重ねての使用はしてはならない。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (2) 使用者は、前項の事項に加え、承認された内容のみに使用しなければならない。

(承認内容の変更)

第9条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「土佐清水ジオパーク構想ロゴマーク使用変更申請書（様式第3号）」を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、「土佐清水ジオパーク構想ロゴマーク使用変更承認書（様式第4号）」を交付するものとする。

(使用者の責任)

第10条 ロゴマークの使用に関して発生する一切の責任は、ロゴマークの使用者によるものとし、協議会はその責を負わないものとする。

(使用の禁止)

第11条 使用承認後に、この規程に反する事実が判明したときは、使用を禁止することとし、使用者に損害が生じても協議会はその責を負わない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成28年2月3日から施行する。